南丹市地域福祉計画

誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち

平成 20 年 3 月 南 丹 市

ごあいさつ

近年、少子高齢化や世帯の極小化が急速に進み、夫婦共働きの家庭やひとり親家庭などの増加、家族形態が多様化している一方で、地域活動や育児、余暇などに割くことのできる時間が少なくなるなど、市民の生活様式が従来のものから大きく変わってきています。

ひとり暮らし高齢者や子育て家庭をはじめとした、支援 を必要とする人が増え続けている中で、これまで以上に地 域での助け合いや支え合いが重要となってきています。



地域福祉は、行政から市民への一方通行のサービスだけではなく、市民一人ひとりの力、 地域自身の力、そして行政との力を合わせ、ともに支え合う仕組みをつくることだと考えて います。

「南丹市地域福祉計画」では、このような人と人、人と地域のつながりを重視し、「誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」を将来像として、人々がいつまでも安心して快適に暮らせ、お互いを理解しながらともに支え合える心豊かなまちづくりをめざして参りたいと考えています。

そのため本計画は、市民ワークショップを通じ、市民の皆様とともに課題を検討し、提案をつくりあげてきました。

この過程こそが、南丹市における地域福祉の第一歩であり、新たな芽吹きであると感じています。

計画の策定にあたり、「南丹市地域福祉計画策定小委員会」で熱心にご協議いただいた皆様をはじめ、市民ワークショップでご意見をいただいた皆様や、関係していただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

また、計画の推進に向けましては、地域福祉の主役である市民の皆様のお力が必要不可欠となります。

新しい時代の南丹市を共に築いていくため、市民の皆様とともに全力をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 20 年 3 月

南丹市長 佐々木 稔納

【目次】

総論

第1章 地域福祉の考え方と方向	2
1 . 社会福祉法における地域福祉の規定	2
2. 地域福祉とは	
- ····-	
第 2 章 計画の策定にあたって	7
1.計画の目的	7
2 . 計画の位置づけ	7
3 . 計画の期間	8
第3章 南丹市を取り巻く現状	g
1 . 総人口の推移	
2 . 年齢 3 区分別人口構成比の推移	
3 . 世帯の状況	
4 . 自然動態及び社会動態	
5 . 産業構造の推移	
7 . 要介護認定者の状況	1 5
8 . 福祉サービスの利用状況	
9 . アンケート調査結果にみる南丹市の現状	
10.現状のまとめ	
第4章 計画の将来像と目標	32
1.計画の将来像	32
2.計画の視点	32
3.計画の基本目標	33
4 . 計画の体系図	3 4
各論	
第5章 施策の展開	36
1 . 地域福祉を推進する人づくり	
2 . 地域で支える協働の仕組みづくり	4 1
3.地域での自立した生活を支えるための仕組みづくり	47
4 . 人にやさしく、住みやすい環境づくり	53

第6章 地域福祉推進のための重点プロジェクト	57
1.地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進	
2.ネットワークとコミュニティづくり	59
3.市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり	60
4.地域の福祉拠点づくり	61
第7章 計画の推進に向けて	
1.地域全体の協働による計画の推進	
2 . 計画の普及・啓発	
3.地域福祉の推進及び評価体制の整備	63
資料編	
1.南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱	66
2 .南丹市福祉計画等策定委員会地域福祉計画小委員会委員名簿	68

総論

第1章 地域福祉の考え方と方向

1. 社会福祉法における地域福祉の規定

この計画は、社会福祉法の中に規定された市町村地域福祉計画です。社会・経済の変化に対応して、社会福祉サービス提供の新たな枠組みをつくりあげていく必要から、1951年(昭和26年)に制定された社会福祉事業法を改定して、2000年(平成12年)に社会福祉法として公布されました。

社会福祉法第4条は「地域福祉の推進」として、地域住民、社会福祉事業経営者、社会福祉の活動を行う者が協力して、福祉サービスを必要とする住民が地域社会の一員として日常生活を営み、さまざまな分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならないと規定しました。

これを受けて社会福祉法第 107 条は、市町村が地方自治法の定めによって策定した「基本 構想」に即して、地域福祉計画を策定する場合の主な内容を規定しています。

第 108 条は、市町村の地域福祉推進支援のために都道府県は地域福祉支援計画を策定する と定めています。

戦後はじめて法律の条文の中に、地域福祉が定められたわけですが、この法律によって地域福祉の取り組みがはじまったのではありません。法律に規定されるまえから、地域福祉の活動は各地で取り組まれてきました。1970年代後半ごろからは、社会福祉関係者の間では地域福祉の重要性は広く認識されていました。また、地域福祉推進の方法であるコミュニティ・オーガナイゼイション、コミュニティ・ワークも社会福祉協議会を中心に実践されてきました。1990年代に入ると、地域の協力関係の弱まりや、高齢化、少子化、孤独の問題がクローズアップされてきたこと、また、社会福祉制度改革で福祉サービスの利用方式が変わってきたことから、地域福祉の重要性が一層、強調されるようになってきました。こうした背景から、社会福祉法に地域福祉に関する規定が設けられることになりました。

特に、最近では「地域福祉の主流化」といって、社会福祉の領域はもちろん、まちづくり、 地方自治においても地域福祉の推進を中心に進めていかなければならないことが強調されてい ます。

2.地域福祉とは

地域福祉がめざすもの、推進するうえでの留意点、視点、理念とは何でしょうか。

(1)地域福祉がめざすもの

地域福祉は、「すべての人が住みなれた地域で住み続けることができるまちづくりを、福祉の

側面から住民主体で進めること」をめざしています。

その場合に、以下の4つのことをふまえておくことが重要です。

地域住民といっても、元気な人だけではありません。病気がちな人、高齢者、障がいのある人、子ども、厳しい生活条件におかれている人など、さまざまな生活条件をもち、さまざまな環境の中で、一人ひとりの住民は暮らしています。代々その地域に住んでいる人も、新しくその地域に住みはじめた人もいます。

地域福祉はこうしたさまざまな住民がいることを前提に、すべての人が安心して住み続けられるまちづくりをめざします。

その際に、高齢者や障がいのある人、厳しい生活環境におかれている子どもが、ほんとうに安心して暮らせる地域をつくることは、すべての人にとっても暮らしやすい地域になるという考え方に立っています。

福祉の視点からいうと、地域で暮らすためには、次のようなことが必要です。

第1に、住民の間に協力関係や結びつき、交流があることです。

第2に、医療や保健、社会福祉など住民生活を支える制度・施策があることです。

地域福祉は、住民の協力関係や結びつきを発展させて、住民主体の地域福祉活動を活発にすることをめざします。また、介護者や障がいのある人など、共通した課題や経験をもつ住民を組織化して、当事者組織の活動を活発にすることをめざします。

地域福祉は、医療、保健、社会福祉が地域の実情に応じて利用しやすいシステムや連携体制を整え、専門職活動が地域で展開されることをめざします。

こうした取り組みは、住民だけでできるわけではありません。また、行政だけでも、社会 福祉施設だけでもできるわけではありません。住民、行政、医療・保健・社会福祉などの 専門家がそれぞれの役割をもって、協働して進めるものです。

また、最近では NPO や協同組合(これらを、非営利協同セクターという)なども含めて協働で地域福祉を進めることが多くなっています。

住民と行政、専門職の協働を進めることがポイントになります。

地域福祉は、住民、行政、あるいは専門職がそれぞれ、ばらばらに取り組んでいては、目的を達成することはできません。

地域福祉を効果的に進めていくためには、地域の福祉課題を的確につかみ、理念や目的、 推進方法を明らかにし、できるだけ多くの人や関係者にそれらを理解して共有してもらい ながら、計画的に実践していかなければなりません。また、進めていく中で成果や課題を 検証し、問題点を明らかにし、実践内容を改善する柔軟な姿勢も必要です。

計画性をもって推進することが地域福祉にとっては重要です。この地域福祉計画は、こうした観点から策定されたものです。

(2)地域福祉をすすめるうえでの視点

住民にとっての地域福祉

住民にとって地域は、生活の場です。したがって、住民が主体的に地域の福祉課題をとらえ、 主体的に活動を進めていくことが重要です。地域における福祉活動の担い手は住民です。また、 地域の実情に応じて医療、保健、社会福祉を利用しやすいものにしていくには、それらの担い 手と住民が協力していかなければなりません。

このように、地域福祉の主人公は住民であることを、「住民主体の原則」といいます。

ただし、「住民主体の原則」というのはすべて住民任せ、という意味ではありません。住民による地域の福祉課題の把握や、福祉活動を進めていくには、それを支援していく社会福祉職員の役割が不可欠です。それを、コミュニティ・ワーカーといいます。また、行政職員や社会福祉の専門職、医療・保健の専門職の関わりも重要です。

そうした支援や協力の中で、住民が経験や学習を積み重ねて、地域福祉を推進する力をつけていく過程が地域福祉では重視されます。

社会福祉機関・施設からみた地域福祉

社会福祉の法や制度は全国共通のものとしてつくられますが、施策・サービスを住民に届けるのには、地域において行政やサービスを提供する事業者、職員が必要です。したがって、地域は国民に社会福祉を届ける場です。いいかえれば、社会福祉施設や相談機関にとって、地域は専門活動を実践していく場です。

したがって、地域の特性や実情をよくつかんでおく必要があります。また、地域に情報を提供し、住民の要望やニーズをつかみ、的確にサービスを提供していく必要があります。また、ある個人に専門的な援助・ケアを進めていくうえで、近隣や住民組織の理解と協力、支援が必要なことも少なくありません。そのためには、専門職と住民が結びつかなければなりません。同じことは、医療や保健でもいえるでしょう。

社会福祉や医療、保健の専門職が地域を重視し地域の特性や実情に応じた、また、近隣や住民組織としっかり結びついた専門活動を展開することが求められています。

総合化の視点

「すべての人が住みなれた地域で住み続ける」ことができるようにするためには、社会福祉サービス、医療、保健の基盤整備だけではなく、地域の自然環境の保全、農地や山林の保全、地域産業の振興、雇用、交通・移動の確保、安全な道路・歩道の整備、住みやすい住宅の整備、教育・スポーツ・文化の振興なども重要です。

特に、地域福祉を推進していくうえでは、交通・移動の確保、住みやすい住宅の整備、安全な道路・歩道の整備をともに進めなければなりませんし、障がいのある人の雇用・就労、高齢者の生きがいとしての仕事や文化への参加もあわせて推進しなければなりません。

地域福祉は「住みなれた地域で住み続ける」ための福祉の面からのまちづくりですが、福祉だけではなく医療、保健はもちろん交通・移動、住宅、雇用・就労、生きがいなどとも関連させて、できるだけ総合的な視点で進めていくことが重要です。

(3)地域福祉の理念

地域福祉は次のような理念をもとに推進されます。

基本的人権の尊重

いうまでもなく地域福祉も、基本的人権の尊重を基本に進めなければなりません。基本的人権は自由権、社会権、参政権からなります。特に、個人の尊厳を守ること(憲法 13 条) 健康で文化的な最低限の生活を営む権利(憲法 25 条)を確保することを中心に、誰もが基本的人権を尊重される地域社会づくりをめざします。

ノーマライゼイション

もともと、ノーマライゼイションは 1950 年代にデンマークで知的障がいのある人の権利を制限するのではなく、市民として正常な(ノーマルな)生活を提供するべきだという親の運動から生まれた考え方です。その後、国際的に共有される福祉の理念となりました。

ノーマライゼイションは、障がいのある人に必要なケアを十分に提供するべきであるが、そのうえで他の同年齢の市民と同等の文化的な生活が営むことができるようにし、また、社会参加を保障する社会的努力のことです。障がいのある人を排除する社会は異常であり、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそ正常な(ノーマルな)社会であるという考え方です。

地域福祉は、地域においてノーマライゼイションの実現をめざす取り組みでもあります。

ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)

各国で貧困の広がり、深刻化が問題になる中で、ヨーロッパでは貧困者の状態を社会的排除 (ソーシャル・イクスクルージョン)としてとらえるようになっています。すなわち、貧困を 生活に必要なものの欠乏というだけではなく、雇用や文化、教育、政治など通常は与えられる 機会や関係をもつ制度から切り離された状態 = 排除ととらえるものです。若者の失業、貧困が 深刻化するもとで、社会的排除を克服する取り組みが E U 統合の中で重視されました。

日本でも、厚生省(当時)社会・援護局の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」(2000年12月)が、制度の網の目からもれ、排除や摩擦、孤立や孤独に陥っている人に対して、社会的なつながりをつくり直し、地域社会の一員として包み支え合うこととして、ソーシャル・インクルージョン=社会的包摂が提案されました。

地域福祉は、福祉課題をもつ人と住民のつながりや、制度やその担い手とのつながりを再構築し、ソーシャル・インクルージョン = 社会的包摂を広げることをめざすものです。

(4)地域の福祉力をつくる

地域福祉は、主体的な住民の力なしに推進できません。これまでの説明をふまえて、住民の課題として地域福祉をとらえるとすれば、それは「地域の福祉力」をつくることでもあるといえます。

地域の福祉力とは、

地域住民が社会福祉制度・施策を、地域の実情にあわせて使い、いかしきり、その効果を あげる力

社会福祉制度・施策をいかす中でみえてくる改善点や、他に必要な施策、また、地域の取

り組みを行政や社会福祉施設・機関に提起する力

地域の中で福祉課題をもつ人を中心につながりをつくり、包み支え合う活動をつくりだし 実践していく力

です。

もちろん、このような地域の福祉力は一朝一夕にできるものではありません。また、地域に よっても福祉力を高める具体的な取り組みに違いがでてくるでしょう。

しかし、今後の地域の変化を考えたとき、この計画を通して地域福祉の考え方を共通に理解 し、福祉課題や地域福祉の推進方法を共有し、「地域の福祉力」を高めていくことがますます重 要になると思われます。

第2章 計画の策定にあたって

1.計画の目的

南丹市地域福祉計画は、5年後、10年後の南丹市において、誰もが住み慣れた地域での助け合いや支え合いにより、安心して幸福な生活が送れるよう、地域のみんなで地域福祉の推進をめざしていく計画です。

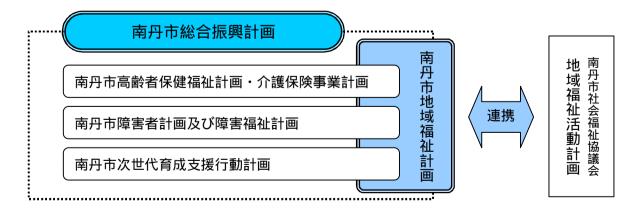
そのためには、南丹市の将来像や福祉の理念など、今後のめざす方向性を明らかにするとともに、地域の生活課題をみつけ、それらを解決するために何をしたらいいのかを地域のみんなで考え、市民、福祉団体、事業者、行政などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせられる関係をつくり、取り組んでいくことが大切です。

こうした、「ともに生き、ともに支えられる」まちをめざし、地域全体における地域福祉の気運を高め、地域の生活課題を解決するための方策や仕組みをづくりの方向性を示すために、南丹市地域福祉計画を策定しました。

2.計画の位置づけ

南丹市地域福祉計画は、社会福祉法 107 条に規定する市町村計画として位置づけられ、地域福祉を推進していく主役である市民や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめています。

また、本計画は「南丹市総合振興計画」といった上位計画をはじめ、福祉の関連計画である「南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」をふまえ、地域において総合的に推進するものです。



3.計画の期間

南丹市地域福祉計画の計画期間は、平成20年度を初年度とし、平成24年度までの5年間とします。また、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を図るため、計画期間中であっても随時必要な見直しを行っていきます。

平成	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度				
		南丹市地域	域福祉計画(の計画期間								
					見直し	次期計画			Z	次期計画		

第3章 南丹市を取り巻く現状

1.総人口の推移

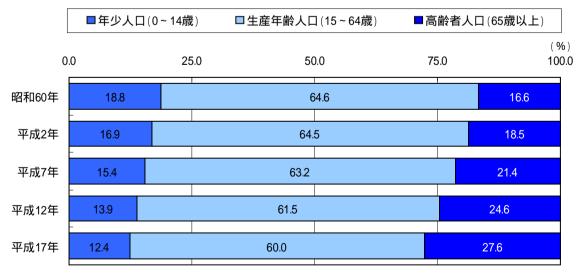
南丹市の総人口をみると、平成 17 年には 36,736 人であり、増減しながら、緩やかに減少しています。



年齢不詳を含まないため年齢3区分別人口の合計と総人口は異なる。

2.年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合、生産人口割合が減少しているのに対し、高齢者人口割合は増加しています。



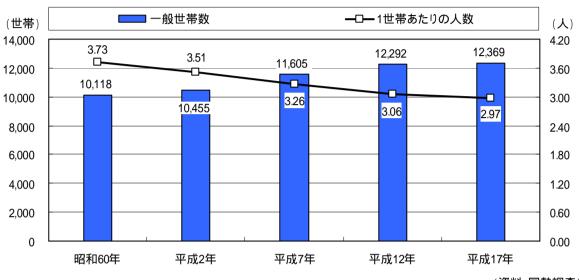
(資料:国勢調査)

端数処理のため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。

3.世帯の状況

(1)一般世帯数の推移

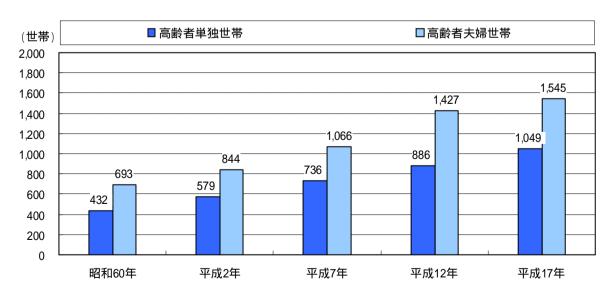
一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。一方、1世帯あたりの人数は減少しており、昭和60年の3.73人に対して、平成17年には2.97人となっています。



(資料:国勢調査)

(2) 高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移

高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移をみると、双方ともに増加しています。高齢者単独世帯は平成 17 年が 1,049 世帯と、昭和 60 年に比べ約 2.43 倍増加しています。高齢者夫婦世帯は、平成 17 年が 1,545 世帯と、昭和 60 年に比べ 2.23 倍増加しています。

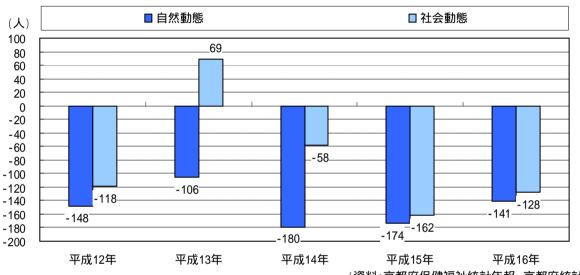


(資料:国勢調査)

4. 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態をみると、出生数に対して死亡数が多く、各年ともにマイナスとなっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態をみると、平成 13 年を除き、マイナスとなっています。



(資料:京都府保健福祉統計年報、京都府統計)

社会動態は各年ともに前年の10月からその年の9月までの数値。

出生数・死亡数、転入者数・転出者数

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
出生数	256	287	260	244	227
死亡数	404	393	440	418	368
転入者数	1,623	1,705	1,551	1,442	1,336
転出者数	1,741	1,636	1,609	1,604	1,464

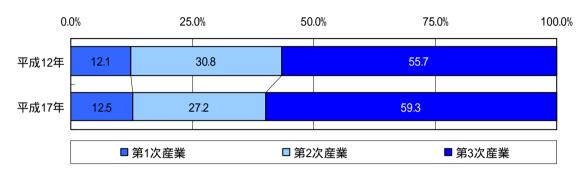
(資料:京都府保健福祉統計年報、京都府統計)

社会動態は各年ともに前年の10月からその年の9月までの数値。

5.産業構造の推移

南丹市の産業構造をみると、第3次産業が5割を超え、高くなっています。また、平成12年に比べると、第2次産業の割合が低下しているのに対して、第3次産業の割合は上昇しています。

一方、第1次産業の割合は、平成12年に比べ、緩やかに上昇しています。



(資料:国勢調査)

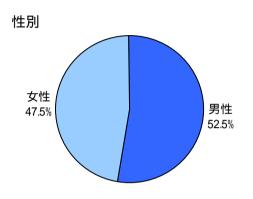
総数に「分類不能の産業」が含まれるため、合計は100.0%にならない。

6. 障がいのある人の状況

(1)身体障害者手帳所持者の状況

平成 19 年の身体障害者手帳所持者の状況をみると、性別では「男性」が 1,450 人、「女性」が 1,312 人、合計で 2,762 人であり、平成 18 年の 2,697 人に比べて増加しています。年齢別では「65 歳以上」が多く、2,154 人と全体の 8 割近くを占めています。

等級別では「4級」が最も多く、842人となっています。

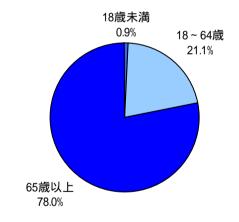


	単位∶人
性 別	人 数
男性	1,450
女性	1,312
合計	2,762

(資料:社会福祉課 平成 19年3月31日)

単位:人

年齢別



年 齢	人 数
18 歳未満	26
18~64 歳	582
65 歳以上	2,154
合計	2,762

(資料:社会福祉課 平成 19年3月31日)

等級別
6級
9.5%
1級
21.3%
9.3%
21.2%
3級
17.2%

	単位∶人
等 級	人 数
1級	588
2 級	338
3 級	474
4 級	842
5 級	257
6級	263
合計	2,762

(資料:社会福祉課 平成19年3月31日)

障がい種別

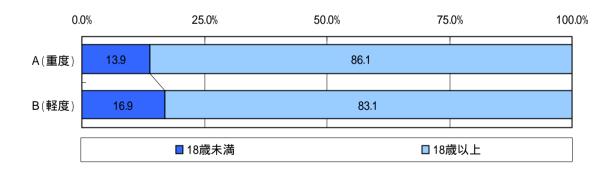
障がい種別	人数
視覚	205
聴覚・平衡	293
音声・言語・そしゃく	36
肢体一般	1,341
脳原性	20
心臓	585
じん臓	112
呼吸器	82
ぼうこう・直腸	82
小腸	3
免疫	3
合計	2,762

(資料:社会福祉課 平成 19年3月31日)

身体障害者手帳所持者の状況を障がい種別にみると、「肢体一般」が 1,341 人と最も多く、次いで「心臓」が 585 人、「聴覚・平衡」が 293 人、「視覚」が 205 人となっています。

(2)知的障害者手帳所持者の状況

知的障害者手帳所持者の状況をみると、年齢では「18歳以上」が247人と8割以上を占めています。また、等級別では「A(重度)」が115人で全体の4割に対して、「B(軽度)」は178人と全体の6割を占めています。



年齢・等級別

等 級	18 歳未満	18 歳以上	合 計
A(重度)	16	99	115
B(軽度)	30	148	178
合計	46	247	293

(資料:社会福祉課 平成 19年3月31日)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、「2級」が最も多く、全体の5割を占めています。

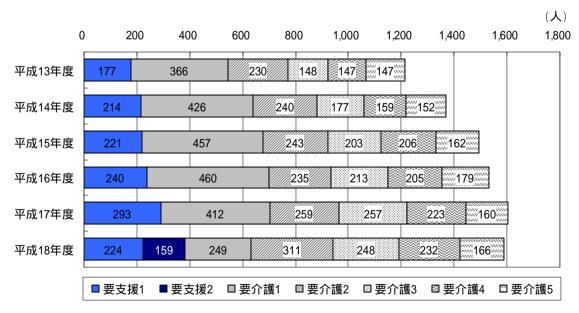


_	単位∶人
等 級	人 数
1級	23
2級	71
3 級	45
合計	139

(資料:社会福祉課 平成 19年3月31日)

7.要介護認定者の状況

要介護認定者の状況をみると、年々増加しており、平成 17 年度には 1,604 人となっています。また、制度改正後の 18 年度には 1,589 人と、平成 17 年度に比べて要介護認定者が若干減少しています。



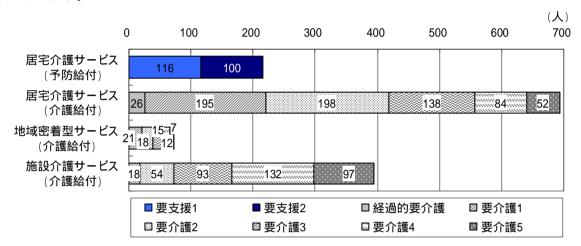
(資料:介護保険事業状況報告 各年度末)

平成 18 年度より制度改正にともない、要介護1が「要支援2」と「要介護1」に区分されている。

8. 福祉サービスの利用状況

(1)介護保険サービスの受給者の状況

介護保険サービスの受給者の状況をみると、予防給付、介護給付ともに居宅介護サービスの 受給者数が多くなっています。特に介護給付では、「要介護1」「要介護2」の受給者数が多く なっています。

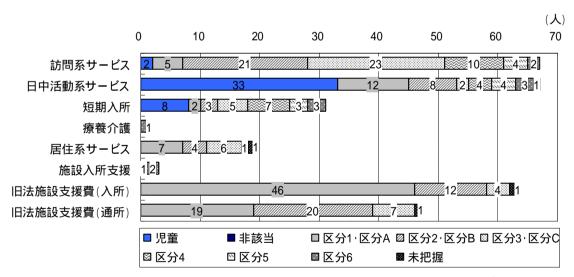


(資料:介護保険事業状況報告 平成19年3月)

予防給付の受給対象者は、「要支援 1、2」、介護給付の受給対象者は、「経過的要介護」「要介護 1~5」

(2)障害福祉サービスの受給者の状況

障害福祉サービスの受給者の状況をみると、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」の利 用が多くなっています。また、入所・通所の旧法施設支援費の利用も多くなっています。



(資料: 社会福祉課 平成 19 年 4 月現在のサービス利用状況)

訪問系サービス:「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」

日中活動系サービス: 「生活介護」「自立訓練(機能訓練·生活訓練)」「宿泊型自立訓練」「就労移行支援」

「就労継続支援(A型·B型)」「児童デイサービス」

居住系サービス:「共同生活介護」「共同生活援助」

9.アンケート調査結果にみる南丹市の現状

(1)アンケート調査の概要

本調査は、南丹市地域福祉計画を策定するにあたって、市民の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民のご意見、ご提言を広くお聞きし、計画に反映することを目的に実施しました。

調査概要

調査地域 : 南丹市全域

調査対象者 : 平成 19 年 1 月 1 日現在、南丹市に住んでいる 20 歳以上の市民

調査期間 : 平成 19 年 1 月 10 日 (水)~平成 19 年 1 月 24 日 (水)

調査方法:調査票による本人記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

【回収結果】

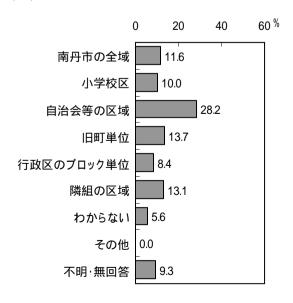
調査種類	配布数	回収数	回収率
南丹市地域福祉計画策定のためのアンケート調査	2,000	936	46.8%

図表中の SA は単数回答、MA は複数回答を表しています。

(2)アンケートの結果

「地域」の範囲

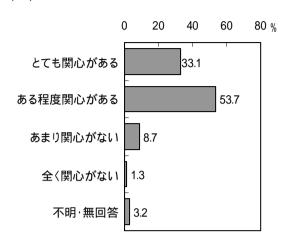
(SA) N=936



あなたの考える「地域」の範囲をみると、「自治会等の区域」が 28.2%と最も高く、次いで「旧町単位」が 13.7%、「隣組の区域」 が 13.1%となっています。

「福祉」についての関心度

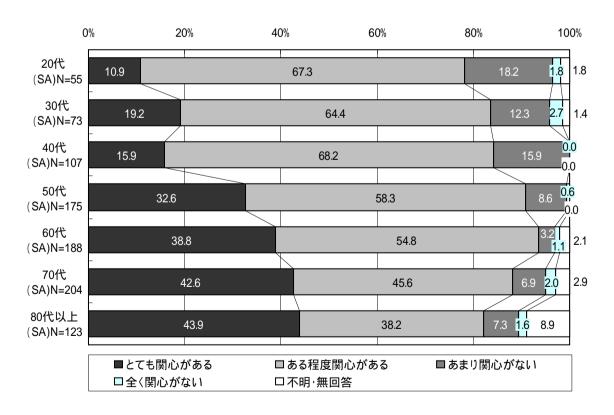




「福祉」についての関心度をみると、「ある程度関心がある」が53.7%と最も高く、次いで「とても関心がある」が33.1%となっており、8割以上の方が福祉に関心があると回答しています。

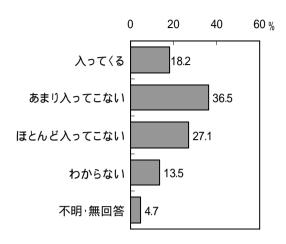
年代別にみる「福祉」についての関心度

「福祉」についての関心度を年代別にみると、20~70代までは「ある程度関心がある」、80代以上では「とても関心がある」が最も高くなっています。また、「とても関心がある」との回答は50代以上で3割を超えており、年代があがるにつれて高くなっています。



「福祉サービス」に関する情報の入手状況

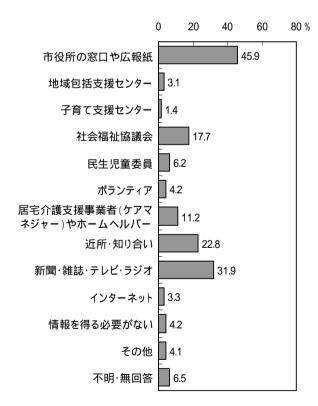




「福祉サービス」に関する情報の入手状況をみると、「あまり入ってこない」と「ほとんど入ってこない」を合わせた、情報が『入ってこない』と回答した割合は、63.6%となっています。

「福祉サービス」に関する情報の入手先

(MA) N=936

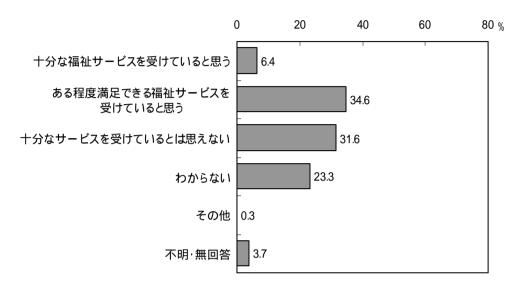


「福祉サービス」に関する情報の入手先をみると、「市役所の窓口や広報紙」が 45.9% と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 31.9%、「近所・知り合い」が 22.8%となっています。

何らかの支援が必要な人への福祉サービスについて

何らかの支援が必要な人への福祉サービスについて、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が34.6%と最も高く、次いで「十分なサービスを受けているとは思えない」が31.6%となっています。

(SA) N=936

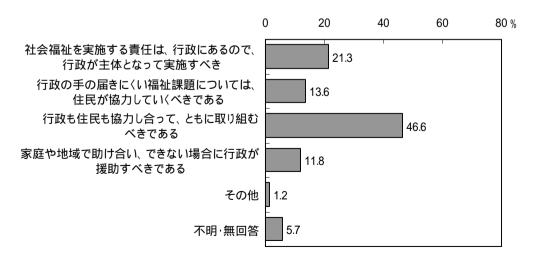


今後、福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係

今後、福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民の関係をみると「行政も住民も協力し合って、ともに取り組むべきである」が 46.6%と最も高く、次いで「社会福祉を実施する責任は、行政にあるので、行政が主体となって実施すべき」が 21.3%となっています。

住民の協力が必要と考えている人の割合は全体の7割以上を占めています。

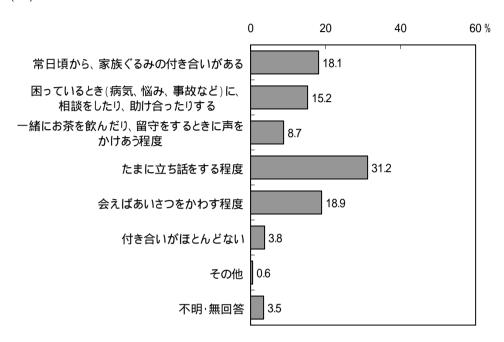
(SA) N=936



近所の人との付き合いの程度

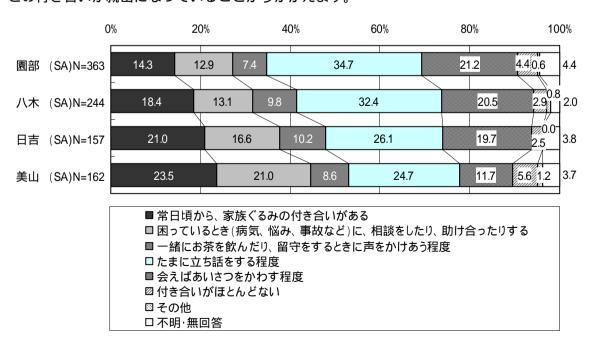
近所の人との付き合いの程度をみると、「たまに立ち話をする程度」が31.2%と最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が18.9%、「常日頃から、家族ぐるみの付き合いがある」が18.1%となっています。

(SA) N=936



地区別にみる近所の人との付き合いの程度

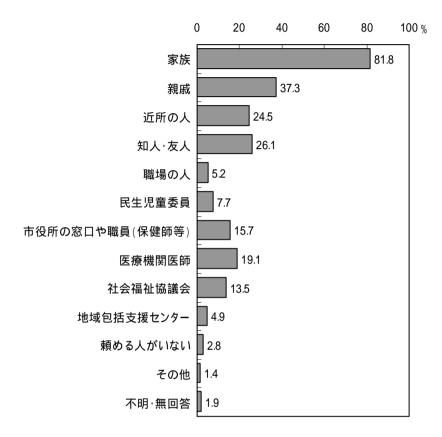
近所の人との付き合いの程度を地区別にみると、美山地区では、他の地区に比べて近所の人との付き合いが親密になっていることがうかがえます。



暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたいと思う相手

暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたいと思う相手をみると、「家族」が81.8%と最も高く、次いで「親戚」が37.3%となっています。

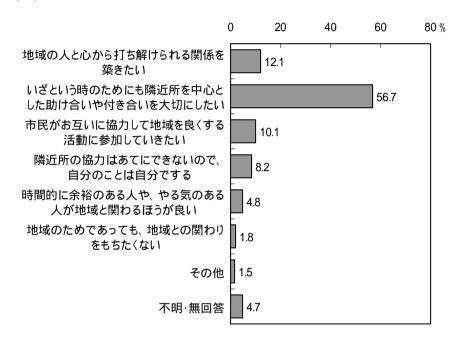
(MA) N=936



地域との関わりに対する考え

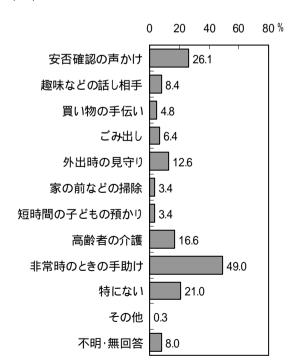
地域との関わりに対する考えをみると、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が56.7%と最も高く、次いで「地域の人と心から打ち解けられる関係を築きたい」が12.1%となっています。

(SA) N=936



身近な地域の暮らしの中で感じている課題や問題のうち、地域で手助けしてほしいこと



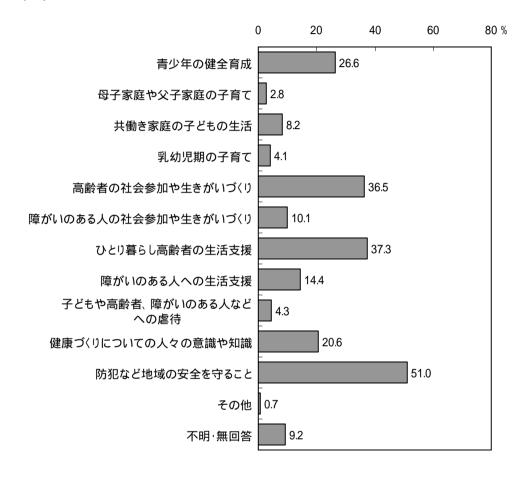


身近な地域の暮らしの中で感じている課題や問題のうち、地域で手助けしてほしいことをみると、「非常時のときの手助け」が49.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が26.1%となっています。

地域住民が取り組むべき課題や問題

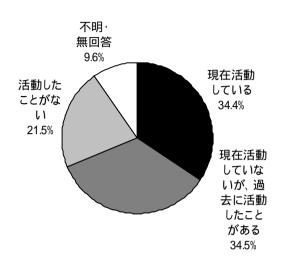
地域住民が取り組むべき課題や問題をみると、「防犯など地域の安全を守ること」が 51.0% と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が 37.3%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が 36.5%となっています。

(MA) N=936



地域活動への参加状況

(SA) N=936

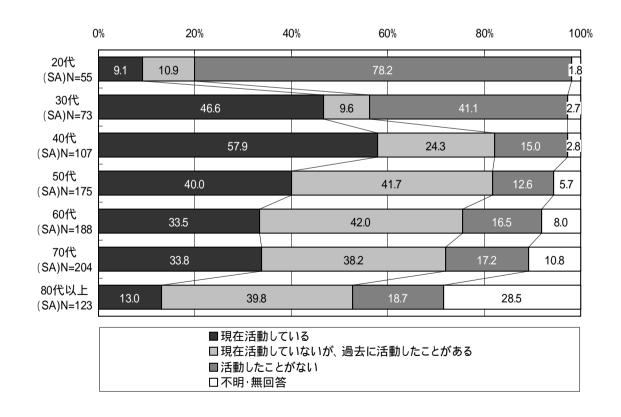


現在の地域活動の実施状況をみると、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が34.5%、「現在活動している」が34.4%となっています。

一方、「活動したことがない」は 21.5%となっています。

年代別にみる地域活動への参加状況

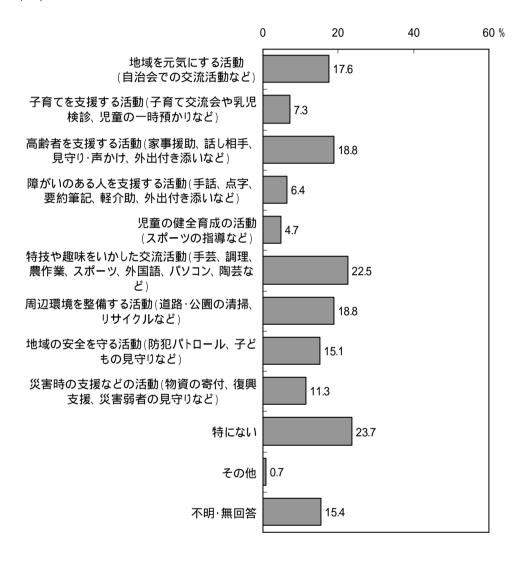
現在の地域活動の実施状況を年代別にみると、40代では6割近くが「現在活動している」と回答しています。



今後してみたいボランティア活動

今後してみたいボランティア活動をみると、「特にない」が23.7%と最も高く、次いで「特技や趣味をいかした交流活動(手芸、調理、農作業、スポーツ、外国語、パソコン、陶芸など)」が22.5%となっています。

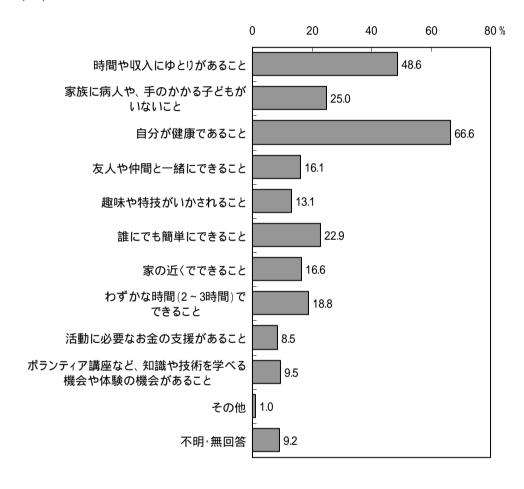
(MA) N=936



ボランティア活動に参加しやすくなる条件

ボランティア活動に参加しやすくなる条件をみると、「自分が健康であること」が 66.6%と 最も高く、次いで「時間や収入にゆとりがあること」が 48.6%となっています。

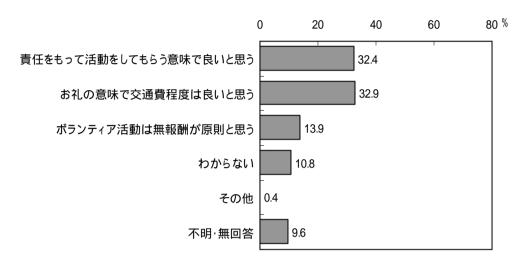
(MA) N=936



有償ボランティアに対する考え

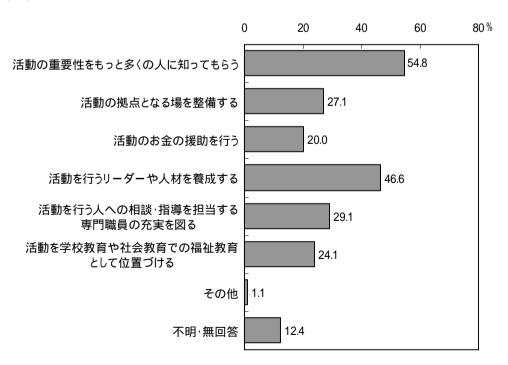
有償ボランティアに対する考えをみると、「お礼の意味で交通費程度は良いと思う」が32.9%と最も高く、次いで「責任をもって活動をしてもらう意味で良いと思う」が32.4%となっています。

(SA) N=936



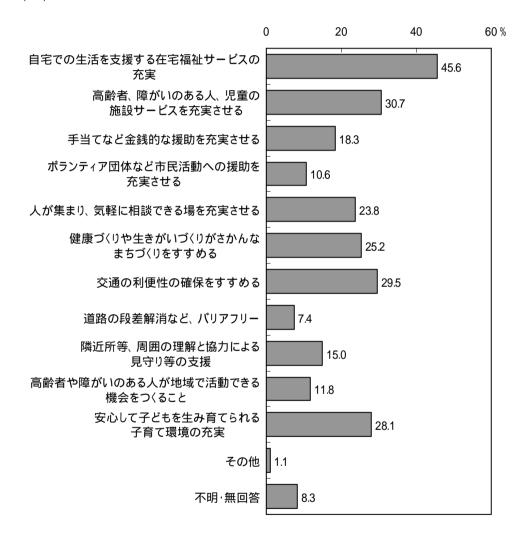
地域における助け合い支え合い活動を活発にするために、重要だと思うこと 地域における助け合い支え合い活動を活発にするために、重要だと思うことをみると、「活動 の重要性をもっと多くの人に知ってもらう」が 54.8%と最も高く、次いで「活動を行うリーダーや人材を養成する」が 46.6%となっています。

(MA) N=936



南丹市で生涯を安心して暮らしていくために、大切だと思う福祉のあり方 南丹市で生涯を安心して暮らしていくために、大切だと思う福祉のあり方をみると、「自宅で の生活を支援する在宅福祉サービスの充実」が 45.6%と最も高く、次いで「高齢者、障がいの ある人、児童の施設サービスを充実させる」が 30.7%、「交通の利便性の確保をすすめる」が 29.5%となっています。

(MA) N=936



10. 現状のまとめ

(1)社会状況に応じた福祉の推進

人口構造などの状況をみると、高齢者人口の増加などにともない、福祉ニーズが増大していることがうかがえます。これらの状況は、今後も進行することが予測されるため、社会状況に応じた取り組みや仕組みづくりが求められます。

高齢者人口及び高齢者世帯の増加

南丹市の総人口は緩やかに減少していますが、その中でも高齢者人口は増加しており、平成17年には10,133人と、総人口に占める割合は27.6%となっています。

また、この状況にあわせて、世帯数でも高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数は増加しています。今後も高齢者人口や高齢者のみの世帯が増加することが予測されるため、こうした状況への対応が求められます。

1世帯あたり人数の減少

世帯の状況では、一般世帯数の増加に対して1世帯あたりの人数は減少しており、核家族化の進行など、家族形態が変わってきていることがうかがえます。

こうした状況をふまえ、家庭をはじめ、地域全体で子どもを育てるなど、地域での取り組み の重要性が増しています。

障がいのある人の増加

障がいのある人の状況では、特に身体障がいのある人が増加しています。身体障がいのある人は、65歳以上に多いことから、今後も増加が予測されます。

そのため、高齢者や子どもやその保護者の問題だけでなく、障がいのある人も含め、誰もが 身近な地域で生活していけることを念頭において、地域での取り組みや仕組みをつくる必要が あります。

要介護認定者数の増加

要介護認定者の状況では、平成 17 年度まで「要介護 1」の軽度者を中心に増加しています。 平成 17 年度に制度が改正され、介護保険制度では介護予防に重点をおき、住み慣れた地域で 自立した生活を送ることが基本となってきています。こうした状況にあわせ、高齢者の地域で の生活を支援していくことが必要となっています。

(2)情報提供体制や相談体制の強化

サービスに関する情報提供の充実

サービスに関する情報の入手状況では、「あまり入ってこない」「ほとんど入ってこない」をあわせて、6割以上の人が『入ってこない』と回答しています。また、主な情報の入手先は「市役所や広報紙」が45.9%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が31.9%となっています。一方、

「地域包括支援センター¹」や「子育て支援センター²」などの各福祉分野にかかわる専門的な機関は、それぞれ 3.1%、1.4%と低くなっています。今後は各分野の専門機関・関係機関が連携しながら、誰もが、いつでも情報を入手できるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

相談体制の強化

サービスの情報提供の状況とは反対に、相談相手は、「家族」「親戚」「知人・友人」などの身近な人が多くなっています。一方、行政機関の相談については低くなっており、利用しやすい相談体制の整備と相談体制に関する周知が求められます。

(3)地域との協働によるサービスの充実

福祉サービスの状況では、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」が31.6%となっています。核家族化の進行や高齢者人口の増加などにともない、福祉ニーズが増大していますが、アンケート調査結果にもみられるように、住民と行政が協力して、フォーマル及びインフォーマルなサービス³を充実する必要があります。

(4) 隣近所でのつながりづくり

地域との関わりに対する考え方では、「いざという時のためにも隣近所を中心とした助け合い や付き合いを大切にしたい」が6割近くと高くなっています。

一方、地域での付き合いの程度をみると、「たまに立ち話をする程度」「会えばあいさつを交わす程度」と、近所付き合いはやや希薄になっています。この状況は、地区ごとに差がみられますが、今後も隣近所の付き合いなどを大事にして、いざというときに地域の中で助け合える関係を築くことが大切です。

(5)地域課題や福祉課題への対応

地域住民が取り組む課題や問題としては、「防犯など地域の安全を守ること」「ひとり暮らし 高齢者の生活支援」「高齢者の社会参加や生きがいづくり」「青少年の健全育成」など、多岐に わたっています。こうした課題や問題に対しては、地域と行政との協働や地域でのつながりを いかし、対応することが必要です。

また、地域での取り組みを活発にするためには、活動の重要性の周知やリーダーなどの人材育成などが求められており、地域での取り組みを強化するための地盤づくりや取り組みへの支援が必要となっています。

¹ 平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正にともない創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実施していくことをその主な業務としています。

² 就学前児童の育児相談、子育てに関する情報提供、子育てサークルの育成、育児講座の企画などを行う子育て 支援施設。

³ フォーマルなサービスが公的な制度として位置づけられたサービスであるのに対して、インフォーマルなサービスとは制度に位置づけられない緩やかな関係の中で提供されるサービス。

第4章 計画の将来像と目標

1.計画の将来像

誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち

2.計画の視点

(1)地域の「福祉力」を高める

市民は多様なニーズをもつ生活者であるとともに、まちの中では何らかのサービスの担い手となる可能性をもち合わせています。行政だけでは手の届きにくい日常の課題に対しては、市民などの参加・協働による助け合いで対応が可能になると考えられます。こうした、地域のみんなが助け合い、支え合える関係をつくることで「福祉力」を高めます。

(2)地域の力をつなげる

地域福祉を推進するのは行政や市民だけでなく、社会福祉協議会、民生児童委員などの地域 のさまざまな団体などでもあります。これらの機関や団体が単体で活動するのでなく、ネット ワーク⁴をつくったり、新たなシステムを構築することで、全体としての大きな力につなげます。

(3)福祉の心を育む

高齢者や障がいのある人、児童などが抱えやすい生活課題は、誰でも抱える可能性のある課題であり、福祉は特別なサービスや活動などでなく、誰もが身近に感じる必要のあるものです。 日常生活の中で市民一人ひとりが福祉に対して関心をもち、福祉の課題を「自分のこと」として捉えることができるよう、福祉の心を育てます。

⁴ 組織網。つながり。網状の情報網。一般的には、同じ目的によってつながる網状の仕組み・組織をいう。

3.計画の基本目標

(1)地域福祉を推進する人づくり

地域福祉を推進するためには、人づくりが重要です。こうした認識のもと、地域の力を高めるために、福祉意識を高め、市民の参画を進めるとともに、さまざまな機会を通じて福祉の担い手を育成します。

(2)地域で支える協働の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日頃からの付き合いの中で顔のみえる関係をつくり、相談にのったり、いざというときに助け合える関係づくりを進めます。

また、地域福祉を推進するうえでは行政の取り組みだけでなく、NPO5・ボランティア、地域の団体、社会福祉協議会などの活動が重要です。特に、少子高齢化や核家族化の進行など、社会状況が変化している中、機関や団体が連携しながら、さまざまな福祉ニーズに対応していくことが求められています。こうした状況にも対応できるよう、地域の機関や団体間のつながりを強化します。

(3)地域での自立した生活を支えるための仕組みづくり

社会状況が著しく変化している中、支援を必要とする人への適切なサービスの提供や虐待、暴力などの未然防止など、さまざまな問題に対応できるきめ細やかなサービスの提供が求められています。こうした状況に対応するためには、関係機関や団体との連携によるネットワークづくりや、地域の福祉ニーズを把握できる体制を整備することが重要です。

また、誰もが満足できる質の高いサービスを提供できるよう、サービスの検証や評価などに 努めます。さらにひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、知的障がいのある人や精神障がいのあ る人が増加する中、財産管理や必要なサービスを受けられるよう、権利擁護を推進します。

(4)人にやさしく、住みやすい環境づくり

子どもから高齢者まで、誰もが安心・安全に身近な地域で生活できるよう、環境整備を進めることが求められています。

そのため、子どもをはじめ、障がいのある人や高齢者が受ける被害などを未然に防止できるよう、防災・防犯体制を整えます。

また、誰もが安心して外出や移動ができるよう、道路の点検などを行い、交通環境を整備することをはじめ、住みやすい住宅環境を整えるなど、誰にでもやさしく、住みやすいまちづくりを進めます。

⁵ 民間非営利団体、民間公益組織などと訳される。利益を追求することを主な目的としない自立した活動組織。 主に環境や福祉、まちづくり活動などの分野で活動する団体のこと。

4.計画の体系図

将来像

誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち

計画の視点

地域の「福祉力」を高 める

地域の力をつなげる

福祉の心を育む

重点プロジェクト

地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進 ネットワークとコミュニティづくり 市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり 地域の福祉拠点づくり

基本目標	基本施策
1 .地域福祉を推進する	(1)福祉意識の醸成・高揚
人づくり	(2)地域福祉活動への市民参画の促進
人づくり	(3)地域活動の担い手の育成
	(1) 地域活動を推進するNPO・ボランティアなどの活動主体の発展
 2 .地域で支える協働の	(2)地域の交流活動の充実
仕組みづくり	(3)身近な地域で福祉活動を進めるための仕組みづくり
11組み 2くり	(4)関係機関や団体などとの連携による地域福祉活動の推進
	(5)活動拠点づくりの推進
っ 地球での白むした牛	(1)ネットワークの構築による協働の体制づくり
3.地域での自立した生	(2)地域の相談体制と必要な情報を入手できる仕組みづくり
活を支えるための仕 組みづくり	(3)質の高い福祉サービスの提供
組みノイリ	(4)福祉サービス利用者の権利擁護
4 .人にやさしく、住み	(1)災害時などに備えた防災・防犯の仕組みづくり
やすい環境づくり	(2)安心できる交通環境や生活環境対策の推進

各 論

第5章 施策の展開

1.地域福祉を推進する人づくり

地域福祉を推進するためには、人的資源が必要です。地域に住む人が隣人や地域のこと、 さらにはまち全体のことへと関心をもてるようになることが大切です。地域や福祉への関心 を高めながら、地域活動へ参加する人の増加をめざします。

(1)福祉意識の醸成・高揚

少子高齢化、核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者が増えるなど、家族形態が変化しています。また、地域社会での交流が少なくなってきており、人と人とのふれあいを通じて、相手を 思いやる心を育む機会が少なくなってきています。地域福祉を推進するうえでは、市民一人ひ とりが相手を思いやる心をもつことが大切です。

アンケート調査の「福祉」への関心度をみると、全体的に「関心がある」と回答している人は、8割を超えています。しかし、年代別では、若い世代ほど福祉への関心が低くなっており、福祉は年をとってからかかわることと捉えている人が多いことが考えられます。

福祉は、誰もが受け手であり、担い手でもあることから、誰もが身近なことと捉える必要があるといえます。こうした福祉に関する意識を幅広い年齢層に啓発し、普及することが求められます。

また、近年では高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる環境づくりが求められています。誰もがともに生き、ともに暮らせる社会をめざすうえでは、高齢者や障がいのある人への理解を深めることが重要となっています。

【市民の声】

地域を皆で守る意識が若い人たちの間では希薄になっている。

福祉に対する理解と認識の徹底が必要。

障がいのある人への活動に理解が必要。

今まで障がいのある人の問題を表にだすことが少なかったが、研修会などを行うことにより、みんなで話し合うことができる。

今後の方向性

項目	内容	活動主体
学校での福祉教育の推 進	小、中学校などを通じて、地域住民や福祉関 係者の協力を得ながら、福祉教育を推進しま す。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民
地域福祉への市民意識の向上	市民のすべての生活面において、相手の立場 を理解し、思いやることができる気持ちを育 むことをめざし、生涯学習の充実を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民
	ワークショップ ⁶ などの参加型学習会を開催 するなど、市民が学び合える場を通じて、地 域福祉への関心を高めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民
障がいのある人の理解 の促進	各種障がい者団体やボランティア団体などと 連携しながら、障がいのある人に対する市民 の理解の促進を図ります。 発達障がいなど、認識があまりされていない 障がいについて、症例や支援方法などを啓発 し、理解を深めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織

_ 計画の活動主体について _____

計画に掲載している施策の方向性の活動主体は以下のように区分しています。

行政・関係機関・・・社会福祉課、市関係部課、子育てすこやかセンター(子育て支援センター)、地域包括支援センター、学校、京都府、警察署、消防署などが行う取り組み

社会福祉協議会・・・社会福祉協議会が行う取り組み

団体・組織・・・自治会、民生児童委員、老人クラブ、障がい者団体、ボランティア団体 などに期待される取り組み

NPO・・・民間非営利団体に期待される取り組み

事業者・・・介護保険などのサービス提供事業者、社会福祉施設、その他保健福祉関連事業者、公共交通事業者、一般企業などに期待される取り組み

市民・・・市民による参加や活動が期待される取り組み

⁶ あるテーマに沿ってさまざまな立場の人が参加し、共同作業などを通じてアイディアや意見をだし合いながら、 問題解決を進める方法。

(2)地域福祉活動への市民参画の促進

地域福祉を進めるうえで市民は主役であり、さまざまな場面で参画を進めていくことが必要となっています。アンケート調査でも、福祉サービスにおける行政と地域住民の関係では、「行政も住民も協力し合って、ともに取り組むべき」との回答が最も多く、市民参画の必要性を市民も認識していることがうかがえます。

しかし、地域活動に参加している人は、30歳代、40歳代、50歳代が多く、一部の年代の参加に偏っているといえます。各年代の人が抱くそれぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。

そのためには、地域福祉に関する情報の提供やボランティア体験の実践、地域での活動事例の紹介など、地域福祉活動参画へのきっかけづくりが必要です。

【市民の声】

若い人が少なく、災害時が心配。

災害が起きたとき、自分たちの住む地域で連携して、助け合える気持ちを皆がもっているか心配。

若い人たちは仕事をもっているためか、ボランティアに参加しにくい。 以前よりも会員のなり手がおらず、団体活動がままならない。市民の自発的な参加が望まれる。

項目	内容	活動主体
地域福祉に関する情報の提供	広報紙やホームページなどを活用し、地域福祉に関する情報提供を積極的に行い、まち全体における地域福祉の気運を高め、市民の福祉活動への参画を促進します。	行政・関係機関 社会福祉協議会
ボランティア体験の推進	地域で活動しているボランティア団体の紹介をはじめ、社会福祉協議会と連携しながら、 ボランティア体験としての参加を呼びかけ、 活動の推進を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織
地域のモデル事業の広報	地域で先進的に活動している団体や自治体の 事例をはじめ、市で実施しているモデル事業 の状況をホームページや広報紙などを通じて 周知し、市民参画の促進に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織

(3)地域活動の担い手の育成

地方分権化の流れの中で、福祉活動をはじめとするまちづくりにおいては市民参画が進んでいます。まちづくりの根幹は人づくりであるように、地域福祉も「人」により支えられています。そのため、リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を行うことが必要です。

ワークショップなどの意見でも、「地域(集落)での指導者的存在となるリーダーがはっきりしていない」や、「団体の役員のなり手がいない」など、地域活動の後継者がいないといった課題があげられています。

こうした状況をふまえ、NPOやボランティアの育成や既存の組織の役割編成などを行い、時代の流れや地域の実情に合った活動の推進をめざし、人材育成に取り組むことが必要です。

【市民の声】

地域(集落)での指導者的存在になるリーダーがはっきりしていない。 地域住民のつながりがあり、顔見知りが多いが、リーダーとなる人材がでてこない状況。 地域で手助けする側の高齢化が進み、支えられない状況もあるため、支え手が必要。

項目	内容	活動主体
NDO . #=\/= / 70	各種講座を開催し、高齢者福祉、障害者福祉、 児童福祉などにかかわる NPO・ボランティア を育成します。 次世代におけるボランティアの育成をめざし、 社会福祉協議会をはじめとする各種団体など	行政・関係機関 社会福祉協議会 NPO 行政・関係機関 社会福祉協議会
NPO・ボランティアの 育成支援	と連携し、青少年のボランティア活動への参加のきっかけづくりに努めます。 高齢者が知識や経験をいかし、かつ生きがいづくりにもつなげられるよう、地域活動への参加を促進するとともに、高齢者を担い手として育成し、活躍できるような仕組みづくりに努めます。	団体・組織 NPO 行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO
地域福祉推進リーダー の育成	地域福祉に関する講座や研究などを通じて、地域福祉を推進するためのリーダーの育成に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会

項目	内容	活動主体
小地域における活動を 推進するための人材の 育成	地域における福祉委員の役割を明確にしながら、福祉委員の活動を活性化できるよう、活動の強化を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民
	各団体や地域の活動を行ううえでの担い手を 育成するため、各団体の連携を強化します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO
当事者組織の積極的な 育成	当事者組織が積極的に活動していけるよう、活 動支援に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織

2.地域で支える協働の仕組みづくり

少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯の増加などとともに、地域のつながりが希薄となり、福祉ニーズも増大してきています。

こうした中、地域のつながりづくりを進めることに加え、新たな課題にも対応できるよう、 地域での支え合いの仕組みづくりが求められています。

地域内での交流の活性化や地域の団体・組織の連携の強化と活動の促進、さらには拠点の整備などに努め、地域の生活課題や福祉課題の解決をめざします。

(1)地域活動を推進するNPO・ボランティアなどの活動主体の発展

地域活動をより活発にするためには、NPO やボランティアなどを育成するだけでなく、活動の支援を行うことも必要です。

アンケート調査の「ボランティア活動に参加しやすくなるための条件」では、「自分が健康であること」に加え、「時間や収入にゆとりがあること」との回答が多くなっています。このような観点から、地域の生活課題や福祉課題を、有償の日常生活支援サービスといった形で対応することも、ひとつの解決策になると考えられます。特に、アンケート調査の有償ボランティアに対する考えとしては、「責任をもって活動してもらう意味で良いと思う」「お礼の意味で交通費程度は良いと思う」といった肯定的な回答が3割を超えています。

市民参加型の日常生活支援サービスにより、福祉などに関する活動への参加者を増やしたり、 市民や行政の活動の手の届かない部分を補完するなど、その役割が期待されます。また、こう した機会は、コミュニティビジネス⁷や社会的企業⁸へと活動を発展させ、地域産業を創出する きっかけとしても期待できます。

【市民の声】

これからの高齢化社会を支えていくうえでボランティア団体の役割は大きい。ボランティア団体の育成や支援が必要である。

高齢化や若い世代の共働き、役員のなり手がいないなど、地域活動の後継者がなく、自 治会運営やボランティア活動などがしにくい。

⁷ 福祉や教育、環境保護など、地域や社会での課題に対してビジネスの手法を活用しつつ、地域との信頼関係の中で、多様で柔軟なサービスを、市民が主体となって提供し、解決していく、地域性・社会性と、事業性・自立性をともなった事業活動。サービスの担い手の形態は、株式会社、有限会社、NPO 法人、商店街など、さまざまである。

⁸ 社会活動を行う企業で、利潤を企業主や株主に還元せず、すべての利潤を企業活動に再投資することに特徴がある。

項目	内 容	活動主体
NPO・ボランティアの 活動支援	各地区において、NPOやボランティアを育成し、 活動の活性化を図れるよう、社会福祉協議会と連 携しながら、活動拠点の整備に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会
	活動の課題別、テーマ別の NPO・ボランティ アなどの活動主体に対する支援に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会
コミュニティビジネスなどに関する情報提供	地域活動からコミュニティビジネスなどに発 展した事例などを収集し、情報提供に努めま す。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者
社会的企業の確立など	地域の生活課題や福祉課題を把握し、地域の活動での対応方法や活動から事業化を進めるための方法などの研究を進めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者
に向けた研究の推進	ボランティアなどの活動を活性化するため、地 域通貨を活用している地域の事例などを収集 し、研究を進めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者

(2)地域の交流活動の充実

子育ての孤立化への対応やひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域における福祉ニーズは増 大し、そのための対策が必要となっています。

アンケート調査の地域との関わりについてでは、「いざという時のためにも隣近所を中心とし た助け合いや付き合いを大切にしたい」というものの、近所の人との付き合いの程度は、「たま に立ち話をする程度」「会えばあいさつを交かわす程度」となっており、いざという時に助け合 えるほど、近所の関係が親密とはいえない状況です。

また、各団体などに行ったヒアリング調査やワークショップの意見でも、地域のつながりが 希薄になってきたことが指摘されており、世代間交流や地域のサロン9、高齢者などのサークル 活動を通じて、交流の機会を充実し、地域のつながりを再構築することが求められます。

【市民の声】

高齢者同士のふれあいはあるが、若い人とのふれあいはない。

同じ地域に住んでいてもわからないことが多い。

近所付き合い、地域の行事が少なくなった。

地域の子どもたちや、おとなたちを知る場が必要。

地域を守るため、交流への呼びかけを続け、多くのつどいの場をもつことが大切。

今後の方向性

内容 項目 活動主体 地域の高齢者や地域のおとなと子どものつな 行政・関係機関 がりを強化するため、身近なところからあいさ 社会福祉協議会 声かけ運動の推進 つや声かけに努め、近所付き合いや助け合いを 団体・組織 大切にするまちづくりを進めます。 市民 子どもを犯罪や交通事故などから守るため、子 行政・関係機関 どもの登下校時における見守り活動をはじめ、 社会福祉協議会 見守り活動の推進 ひとり暮らし高齢者や障がいのある人のいる 団体・組織 世帯などへの見守り活動などを推進します。 市民 行政・関係機関 地域のつながりづくりに向けて、地域の行事や 社会福祉協議会 世代間交流の行える場を活用し、市民の交流を 団体・組織 市民の交流の促進 促進します。 NPO 市民

⁹ 身近な地域で、市民やボランティアなどが協働で企画・運営している仲間づくりの活動。高齢者や障がいのあ る人、子育て中の人などの交流の場として活用されている。

項目	内容	活動主体
地域サロンの活用によ る世代間交流の推進	地域サロンなどを活用して、子育て家庭や高齢者の閉じこもりを防止するとともに、世代間交流や親同士の交流などを推進します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO
		市民
地域資源と人材の活用 による学習機会づくり の推進	地域の資源・人材を活用した学習の機会づくり を推進し、家庭や地域社会のつながりを強化し ます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民

(3) 身近な地域で福祉活動を進めるための仕組みづくり

社会的な変化にともない、地域のつながりが希薄になっていますが、現代社会においては、 多様化してきている福祉課題や生活課題に対応するため、身近な地域で支え合い、助け合いが できる仕組みを構築し、地域の力で解決していくことが求められます。

アンケート調査の「地域で助け合う」と意識した場合の「地域」の概念は、「自治会等の区域」として認識している人が多くみられます。こうした自治会単位を地域での支え合い・助け合いの最小単位として、地域の生活課題や福祉課題を解決できる仕組みが必要です。そのためには、小地域で把握した福祉課題などを地域全体で共有し、解決できるよう、自治会をはじめ、関係する団体などによる小地域のネットワークを充実することが求められます。

【市民の声】

住民が参加して活動するシステムが不明確。 どの地域に住んでいても同様の福祉充足感がもてることが一番必要。 地域で何をすべきか、何ができるのか明確な指針がない。

項目	内容	活動主体
小地域ネットワークの	社会福祉協議会を地域福祉の推進のための中 心的な組織として位置づけ、市民や自治会、民	行政・関係機関 社会福祉協議会
充実	生児童委員、ボランティア団体などからなる小	付去価値励譲去団体・組織
	地域ネットワークの充実を図ります。	市民
住民福祉活動の推進	高齢者や障がいのある人など、すべての人がわけ隔てなく、身近な地域で安心して生活できるよう、地域での見守り活動をはじめ、サロンなどでの介護予防や子育て支援などの活動を充実するため、住民福祉活動を推進します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 市民

(4)関係機関や団体などとの連携による地域福祉活動の推進

地域には、福祉活動に取り組むさまざまな団体や組織があり、それぞれが活発に活動しています。しかし、少子高齢化や核家族化の進行など、社会的な変化にともない、福祉ニーズが増大する中、団体や組織の活動の存続や、個々の活動では対応できない事例も多くなっています。

南丹市の各団体に実施したヒアリング調査でも「民生児童委員や福祉委員、老人クラブの役員などが連携し、情報を共有する必要がある」「高齢化率が上昇しており、現在の団体の体制での対応では不安がある」といったことが指摘されています。

こうした状況への対応が可能となるよう、地域の団体や組織間のつながり・連携を強化する ための仕掛けが必要です。

【市民の声】

民生児童委員と福祉委員、老人クラブの役員などが連携し、ネットワークをつくり、情報を共有する必要がある。

高齢化率が上昇しており、現在の団体の体制での対応では不安がある。

支援の必要な高齢者のケアの充実に向けて、各ケアマネジャー¹⁰と民生児童委員などのネットワークの強化が必要。

地区のボランティア、区の役員との連携を図りながら、見守り活動などを行うことが必要。

今後の方向性

項目 内容 活動主体 行政・関係機関 集会場や公共施設などを活用し、地域の団体・ 社会福祉協議会 団体・組織の交流の促進 組織、NPO などが集まり、交流する機会をつ 団体・組織 くります。 NPO 行政・関係機関 交流活動などから、地域の団体・組織や NPO 関係団体・組織のネッ 社会福祉協議会 間での情報共有を図り、活動の充実を図れるよ トワークづくり 団体・組織 う、地域のネットワークをつくります。 NPO 福祉施設間のネットワ 行政・関係機関 施設連絡会などを活用し、福祉施設間での連携 ークによる地域福祉の 団体・組織 を強化し、地域福祉の推進を図ります。 推進 事業者

_

¹⁰ 介護支援専門員。要介護認定者などのサービス利用希望者の依頼を受けて、その人の健康状態や家族状況、希望などを把握し、利用者の立場にたって、最も適切なサービスを組み合わせたケアプランを作成し、サービスの調整を行い、そのサービスが適切に受けられるように管理する。

(5)活動拠点づくりの推進

地域の福祉活動を継続的に発展していくためには、市民や地域の団体などが気軽に集まり、 情報交換などができる活動の拠点の確保が必要です。

特に、南丹市は広範な市域と地理的な地域特性があり、市の1か所に誰もが集まれる場を確保することは、なかなか困難であるといえます。そのため、地域特性をふまえ、各地区で市民が集える拠点を確保することが必要であると考えられます。

また、ワークショップの意見や各団体に実施したヒアリング調査をみても、「保育施設などで使用されない施設があり、福祉や交流の場として利用できないのかといった話もある」「空き教室、幼稚園、保育所などを利用して、地域での生きがいづくりを進めることが大切」などの意見もあり、既存施設の有効利用などが求められています。今後、地域のさまざまな資源を活用し、地域の交流や支え合い活動の拠点として活用することが大切です。

【市民の声】

保育施設などで使用されない施設があり、福祉や交流の場として利用できないのかといった話もある。

空き教室、幼稚園、保育所などを利用して、地域での生きがいづくりを進めることが大切。 以前活用していた既存施設を何か福祉施設として再利用できれば良いと思う。

項目	内 容	活動主体
社会資源の活用による	交流拠点施設として、障がいのある人の地域活動支援センターなどの施設を市民が広く活用できるよう、交流の場づくりを推進します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者 市民
地域の拠点づくり	使用されていない保育所などの既存施設を活 用し、各地区での交流の場づくりの推進に努め ます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者 市民
既存施設の有効活用	地域にある集落センターや公民館、隣保館などの集落にある既存施設を活用し、サロン活動やサークルなどを行えるよう、地域の交流や市民が集える場の確保に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 市民

3.地域での自立した生活を支えるための仕組みづくり

地域で自立した生活を送るためには、行政による公的な福祉サービスに加え、地域による福祉サービスを結びつけ、適切に提供することが求められます。そのため、行政と団体・組織の連携を強化し、福祉ニーズの把握をはじめ、相談や情報提供に関する体制の充実、福祉サービスの質の向上、利用者の権利の保護などを通じて、地域での生活の支援をめざします。

(1)ネットワークの構築による協働の体制づくり

社会の変化にともない、福祉ニーズが増大しており、行政サービスだけでなく、市民との協働によるサービスが求められています。こうした中、地域の団体・組織間だけでなく、行政との連携を強化し、ネットワーク化を図ることが求められています。

地域の団体・組織と行政のネットワークをつくることで、地域の問題を早期に把握し、その 適切な解決策を検討したり、さらには未然防止に努めることが可能になります。

特に、児童をはじめ、高齢者や障がいのある人への虐待が社会的な問題となっており、虐待の未然防止のための仕組みとしても機能することが期待できます。

【市民の声】

行政との連携を密にして、地域の現状把握に努め、相談や緊急事態など、地域で起こった問題点を関係機関に連絡する。

高齢者の緊急通報システムなどを、支所などへも通報できるようにすることで、地域・ 行政が連携できる体制づくりが期待される。

地域の要望や声を取りまとめ、行政へ届けることも振興会の大きな役割である。

項目	内容	活動主体
地域福祉推進ネットワ ークづくり	地域の団体・組織と、行政、社会福祉協議会などが地域の課題や問題を話し合い、情報交換ができるよう、地域福祉推進ネットワークづくりに努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者
地域の福祉ニーズの把握	地域福祉推進ネットワークを通じた情報交換により、地域の福祉ニーズを把握するとともに、マップなどの作成により課題の共有を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者 市民
虐待防止ネットワーク の充実・強化	児童や高齢者、障がいのある人への虐待を未然 に防止し、また、虐待があった場合には速やか に専門機関へとつないでいけるよう、虐待防止 ネットワークの充実・強化を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 事業者 市民

(2)地域の相談体制と必要な情報を入手できる仕組みづくり

市民が抱く不安や悩みなどを把握し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談機能が果たす役割は非常に大きいといえます。保健・医療・福祉に関する相談では、市役所の担当窓口をはじめ、すこやか子育てセンター(子育て支援センター)地域包括支援センターなど、各分野のさまざまな相談機関があります。しかし、アンケート調査では、各相談窓口よりも、家族や親族といった身近な相手への相談を希望しています。こうした結果を受け、相談窓口に関する周知を今後も行うとともに、もっと身近なところでの相談を、専門的な相談へとつなげられるよう、相談支援体制を整備することが必要です。

また、サービスは与えられるものから、利用者が必要性に応じて選択し、決定するようになってきており、利用者自身で情報を収集し、選択・決定することが必要となっています。しかし、アンケート調査の福祉サービスに関する情報の入手状況で、情報が入ってこないと回答した人は6割を超えています。誰もが情報を得られるよう、情報提供体制の充実が求められています。

【市民の声】

官・民の垣根を越えて、福祉の総合センターがほしい。

くらし(福祉)の相談窓口がわかりづらい。

身近な情報が入らない。

インターネットなどを活用することも大切である。

項目	内容	活動主体
		行政・関係機関
	各相談窓口の周知を図るとともに、身近な相談	社会福祉協議会
相談支援体制の充実	から専門的な相談へとつなげられるよう、相談	団体・組織
	体制の充実を図ります。	NPO
		事業者
	地域の身近な相談役として、民生児童委員をは	行政・関係機関
身近な相談体制の充実	じめ、福祉委員や相談員の役割を明確にしなが	社会福祉協議会
分匹は怕談体前の元夫	ら、それぞれの連携を強化し、身近な相談体制	団体・組織
	の充実を図ります。	市民
各専門的な相談支援の 充実	するおうみつかけごを オーチャンカイナンカ	行政・関係機関
	市役所の窓口をはじめ、すこやか子育てセンター	社会福祉協議会
	ー(子育て支援センター)や地域包括支援センター、社会福祉協議会、保育所、幼稚園、学校、	団体・組織
	ラー、社会価値励議会、保育所、効性圏、子校、 福祉施設などの相談支援の充実を図ります。	NPO
	伸性心はなるの相談又抜い元夫を凶りより。	事業者

項目	内 容	活動主体
ハンドブックによる福 祉サービスの情報提供	誰もが必要なサービスを利用できるよう、ハンドブックの配付により、福祉サービスの情報提供に努めます。	行政・関係機関
さまざまな媒体を活用した情報の提供	福祉サービスを広く一般的に周知するため、パ ンフレットやインターネットなどのさまざま な媒体を活用して情報を提供します。	行政・関係機関

(3)質の高い福祉サービスの提供

住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービスの充実も必要となります。アンケート調査の安心して暮らしていくために必要な福祉のあり方では、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実」との回答が多く、福祉サービスへの市民の参画が求められている一方、福祉サービス自体の充実を求める声も聞かれます。

こうした在宅福祉サービスは「南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」といった関連福祉計画に基づき、サービスの充実とサービス量の確保を図っています。

一方、サービス量の充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう、第 三者評価の活用や、人材の資質の向上に努めるなど、質の向上を図ることも必要です。

さらに、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や地域の団体、NPO、ボランティアなどが実施しているサービスを促進させることも大切です。

【市民の声】

限界集落阻止のための取り組みが必要。

住み慣れた地域で余生を送れるよう、施設数の増加を期待する。

福祉行政について、各旧町の地域性や、地理的条件をふまえた施策を行ってほしい。 南丹市は施策を打ち出し、社会福祉協議会を中心に地域に根ざした活動を実施してほしい。

項目	内容	活動主体
福祉サービスの充実	「南丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」などに基づき、サービスの必要な人に対して、適切にサービスが提供できるよう、支援体制の整備に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 事業者
第三者評価制度の活用	サービス利用者や事業者の理解を得るととも に、サービスの第三者評価制度を活用し、サー ビスの質的向上を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 事業者 市民
苦情解決のための取り 組み	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を 幅広く聞き、質の高いサービスを提供できるよ う、苦情相談窓口の設置をはじめ、苦情相談や 問題解決の仕組みについて情報を提供します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 事業者
福祉専門職の資質の向 上	適切なサービスの提供や相談が行えるよう、研修や講習会への情報提供などにより、参加を促進し、福祉専門職の資質の向上を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 事業者
地域で気軽に利用でき るサービスの充実	高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者や子どもが、気軽に集えるサロン活動をはじめ、健康づくりや生きがいづくりに関する活動など、気軽に利用できるサービスの充実を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 市民

(4)福祉サービス利用者の権利擁護

利用者が主体的に福祉サービスを利用するようになり、判断が十分にできない人も安心してサービスの提供を受けるための方策としては、日常生活自立支援事業¹¹(平成 18 年度までは地域福祉権利擁護事業)や成年後見制度¹²の利用の促進が必要となっています。

こうした事業を活用し、利用者の権利が保障されるよう、事業内容などを周知するとともに、 利用の促進を図り、事業を定着させることが大切です。

また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、個人情報保護に対しても十分に注意を 払い、サービスを提供することが重要となっています。

【市民の声】

財産を適切に管理する人がいない。 認知症になったら心配。

今後の方向性

項 目 内容 活動主体 福祉サービスの利用などにかかわる相談や援 行政・関係機関 日常生活自立支援事業 助などを行う日常生活自立支援事業について、 の推進 社会福祉協議会 社会福祉協議会と連携しながら周知し、事業の 定着を図ります。 成年後見制度についての周知を図り、利用者の 成年後見制度の普及 行政・関係機関 権利擁護に努めます。 福祉サービス利用者などに関する個人情報の 行政・関係機関 取り扱いやプライバシーに十分な注意を図り 社会福祉協議会 個人情報保護への取り ながら、サービスを提供します。 事業者 適切な個人情報の取り扱いについての研修な 組み 行政・関係機関 どを行うとともに、「南丹市個人情報保護条例」 社会福祉協議会 に基づき、情報の保護・管理を行います。 事業者

_

¹¹ 認知症、知的障がい、精神障がいのある人など、日常生活に困っている人を対象に、福祉サービスの利用援助 や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域の中で安心した生活ができるよう、支援する事業。

¹² 判断能力を欠いた高齢者や障がいのある人の不利益を回避し、これらの人たちの権利を保護するために 2000 年 4 月から施行された制度。家庭裁判所により選任された後見人などが本人の意思を尊重し、その法律行為の 同意や代行などを行う。

4.人にやさしく、住みやすい環境づくり

地域福祉の推進にあたっては、地域のつながりや仕組みをつくるためのきっかけづくりが 必要です。地域の交流機会はその役割を果たしますが、防災や防犯などの取り組みも、地域 福祉を推進するためのきっかけとなります。また、防災や防犯に関する取り組みだけでなく、 地域での快適な生活を実現するため、環境整備を進めることも大切です。こうした、多角的 な取り組みを通じて、まち全体の福祉化を図り、福祉文化の醸成をめざします。

(1)災害時などに備えた防災・防犯の仕組みづくり

近年、台風や大雨などによる自然災害や、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増 えてきており、市民の防災・防犯に対する関心は高まっています。

アンケート調査の地域住民が取り組むべき課題や問題では、「防犯など地域の安全を守ること」との回答が最も多く、安心・安全なまちづくりが求められています。

また、ワークショップでの意見をみても、防犯や防災に関する意見は多く、特に災害時におけるひとり暮らし高齢者への支援や、子どもを犯罪から守ることが課題としてあがっています。 地域のつながりが希薄となっている中、こうした防災や防犯などを切り口として、地域のつながりを強め、市民の参画を促し、行政との協働による取り組みを進めることが大切です。

【市民の声】

緊急時の集合場所や、誰に連絡をするのかわからない。

非常時に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者に声かけをするなど、見守りが必要。 消防団員の確保が困難。

災害時における要援護者の安否確認の方法が必要。

山間の遠隔地では、災害時の対応が心配。

登下校時の地域での見守りが必要。

高齢者世帯の増加やひとり暮らし高齢者世帯の増加により、ここ数年で訪問販売などによる被害が報告されている。

項目	内 容	活動主体
地域における防災意識	講習会などを通じて、市民の防災意識の向上を 図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織
の向上	普段から防災に関する情報を提供し、災害時の 行動規範の徹底や防災意識の向上を図ります。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織
防災・防犯に関する情 報提供	災害や、地域での犯罪に関する緊急情報を、迅速に地域に知らせられるよう、体制づくりに努め、避難場所などに関する情報を提供します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO
地域の防災活動への支	自治会を中心とした緊急時のネットワークづくりや災害マップの作成など、防災体制の整備に向け、支援します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 市民
援	災害時に迅速に対応できるよう、避難訓練の実施、避難マニュアルの作成など、地域での活動の支援を行います。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 市民
災害時の安否確認の仕 組みづくり	大規模な災害が発生したとき、自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある人に対する安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、要援護者リストの作成を継続するとともに、情報開示を検討します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織
地域防犯体制の充実	高齢者などに対する悪徳商法や子どもを巻き込む事件などを防止するため、啓発や情報提供に努めます。 団体・組織との連携を強化しながら、子どもの登下校時の声かけや見守り活動をはじめ、地域の協力により設置されている「子ども110番	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 NPO 市民 行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織
	の家」をネットワーク化し、防犯体制の充実を 図ります。	NPO 市民

(2)安心できる交通環境や生活環境対策の推進

高齢者や障がいのある人、子ども連れの親が外出したり、社会参加するためには、安心して歩ける幅の広い歩道や公共施設の段差の解消など、ユニバーサルデザイン¹³に基づく人にやさしいまちづくりの推進が求められています。

また、広い市域を有し、かつ高齢化の進行が著しい南丹市では、高齢者や障がいのある人の 移動手段や交通手段の確保は大きな課題となっています。このような外出や交通手段に関する 課題に対しては、公共のものとあわせ、地域住民との協働により、支援体制をつくっていくこ とが必要となっています。

一方、道路整備や施設の段差の解消、交通手段の確保や外出支援に加え、個人の生活を快適で潤いのあるものにしていくためには、生活の基盤となる住宅への支援も必要です。特に、高齢者や障がいのある人に対する住宅の改修や、住宅に関する情報提供などに努めることも大切です。

【市民の声】

子どもを交通事故から守るための道路状況の整備が必要。

交通手段をもたない高齢者は不安を感じており、また、地域の活動への参加も困難。 高齢者や障がいのある人の交通手段の確保が必要。

高齢者やひとり暮らしの人にとって買い物や通院に不便さがあるため、公共交通手段の 充実が望まれる。

新規に入居したいが住宅が少ない。

_

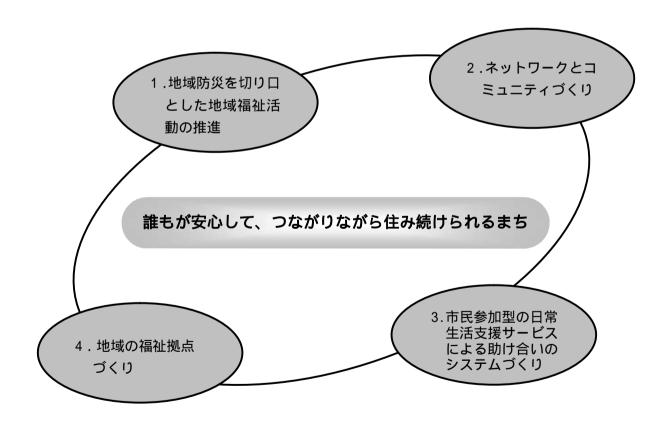
¹³ 高齢者や障がいのある人などの生活や活動に不便となる障害を取り除く「バリアフリー」の考え方を一歩進めて、能力や障がいにかかわらず、あらゆる人が利用できるように製品や環境などをデザインしようとする考え方。

項目	内容	活動主体		
交通バリアフリーのま ちづくり	- 人にとって安全な道路・交通環境の整備に努め			
ユニバーサルデザイン	市民や企業などに対して、ユニバーサルデザインについての啓発を推進します。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織		
に基づく、公共施設な どの改善	市の公共施設をはじめ、民間の建築物などに対しても、事業主の理解と協力を得ながら、ユニバーサルデザインに基づき、改善に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 団体・組織 事業者		
住宅改修などの支援	高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅改修をはじめ、情報提供や相談などによる支援をし、住みやすい住環境の提供に努めます。	行政・関係機関 社会福祉協議会 事業者		

第6章 地域福祉推進のための重点プロジェクト

南丹市地域福祉計画では、4つの重点的な取り組みとして「重点プロジェクト」を定め、 市民をはじめ、地域の各団体・組織、行政・関係機関などがそれぞれの役割をもって、進め ます。

これらの重点的な取り組みは、市民に行ったアンケート調査やワークショップ、地域の団体・組織に行ったヒアリング調査などをもとに、南丹市における重点的な課題として取りまとめたものです。計画の推進にあたっては、これら4つの取り組みを主な切り口として、南丹市における地域福祉の推進を図り、計画の将来像である「誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」の実現をめざします。



1.地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進

近年、地震をはじめ、豪雨などによる洪水や土砂災害、さらには竜巻災害などのさまざまな 自然災害が発生しています。こうした中、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者の被 災が増加しており、対策の強化が求められています。

南丹市では、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯の増加、障がいのある人の増加、さらには地理的な条件なども考えると、地域防災は重要な課題となります。

また、災害が発生した場合の対応としては、「7(自助)・2(共助)・1(公助)の原則」といわれるように、日頃からの隣近所の関係が、災害時の迅速な対応や救援活動へとつながるといえます。こうした災害への対応は、行政主導となる公助的な要素が強いように思われますが、実際には自助、互助・共助といった、いわゆる地域福祉の分野として重要となっています。

そのため、地域の防災に対する意識の高揚をはじめ、緊急時の情報提供体制の確立、さらには自主防災組織の確立など、災害時に地域で対応できるよう、仕組みづくりを行います。

【南丹市での現在の取り組み】

南丹市の現在の取り組み状況として、園部地区では園部町民児協のたすけあいネットワーク台帳の作成、八木地区、日吉地区、美山地区では自治会組織や振興会独自の防災システムや災害時の体制づくりに取り組み、自主防災組織が立ちあがってきています。

項目	内 容
<u> </u>	市民と地域が連携し、災害時に対応できるよう、防災訓練などに取り組み、
方針・目的	災害時に地域で対応できる体制を集落単位で整備します。
市民の取り組み	防災用品を常備します。
川氏の取り組み	避難場所を家族と話し合うなど、災害に対する意識を高めます。
	いざというときに、情報を提供できるよう、情報提供体制などのネット
団体・組織など、	ワークを構築します。
地域の取り組み	行政と連携し、防災訓練などに取り組み、市民の防災意識を高めます。
	防災訓練などをきっかけとして自主防災組織や支援策をつくります。
	要援護者台帳を作成し、情報公開の方法などを明確にします。
行政の取り組み	社会福祉協議会と連携し、防災マップや帰宅支援マップ14、要援護者避
1 1 正文 0 7 年文・2 北丘 0 7	難支援マニュアルなどを作成し、災害時への対応の方針をつくります。
	避難訓練の実施支援や講演会などを行い、市民の防災意識を高めます。

¹⁴ 警戒宣言時に公共交通機関の停止により、帰宅が困難となる滞留者が徒歩で帰宅できるよう、トイレ提供など の支援を行う帰宅支援場所の位置や主要帰宅経路などを掲載した地図。

2.ネットワークとコミュニティづくり

福祉ニーズが増大する中、今まで以上に、地域における取り組みが重要となります。その一方、地域の団体・組織の高齢化や役員のなり手がいないこと、さらには各団体個々での取り組みでは対応できない課題などもでてきています。

このような状況に対応できるよう、団体・組織間の横のつながりを強化し、ネットワークを つくることが必要となっています。

ネットワークとコミュニティづくりは、こうした団体・組織間のネットワーク化をはじめ、 市民の参画を促し、地域全体で地域の生活課題や福祉課題に対応しようとする取り組みです。

【南丹市での現在の取り組み】

南丹市のボランティア活動については、ボランティア団体と民生児童委員、各種関係機関の代表からなるボランティア運営委員会を立ちあげ、ネットワークの構築を行い、ボランティア活動の推進に取り組んでいるところです。

項目	内 容
	小学校区単位をはじめ、身近な地域活動への市民の参加を促すとともに、
方針・目的	団体・組織間の交流からネットワークをつくり、コミュニティをつくりま
	す。
市民の取り組み	子どもや高齢者、障がいのある人などへの声かけや見守り、サロン、情
口にの扱う組み	報提供などの住民福祉活動に参加します。
	地域団体・組織ネットワーク会議(仮称)を開催し、地域の問題を話し
団体・組織など、	合う機会をつくります。
地域の取り組み	会議などの場で話された内容を地域にも伝えます。
101以 () 4以 () 利日の	行政と連携して、人材育成を図ります。
	各地区における地域福祉活動の活性化を図ります。
	団体・組織間などのネットワーク化を図るよう、支援します。
	団体・組織と連携し、人材育成を図ります。
行政の取り組み	他地域の活動事例や市のモデル事業などを広報紙やホームページなど
1] 収 の 4 以 り 糸上 の	を通じて、情報提供します。
	各地区における小地域福祉活動の活性化に向け、活動の支援を図りま
	す。

3 . 市民参加型の日常生活支援サービスによる助け合いのシステムづくり

南丹市が有する広範な市域や、地区ごとにあるそれぞれの特性などから、行政や、ボランティアなどの地域の活動だけでは対応できない課題があります。

特に、多くの意見がよせられた地域の交通手段の確保に関する課題は、その最たる例であるといえます。こうした課題にも対応できるよう、新たな仕組みづくりが求められています。また、各地方での生活の維持や、魅力あるまちづくりなどをめざすことを目的に、国が示す地方再生戦略でも、交通の確保を推進すべき課題としてあげており、活動の活性化がより一層期待されます。

市民参加型の日常生活支援といった助け合いシステムづくりは、行政やボランティアなどの 地域活動でも手の届かない隙間を、事業として実施することにより、埋めていこうとする取り 組みです。

今後、さまざまな分野への派生も期待されますが、こうした助け合いシステムの実現に向け、 他地域などの事例を集め、研究を進めていくことが大切です。

【南丹市での現在の取り組み】

南丹市では、在宅での自立した生活を支援するため、公共交通機関の利用が困難な高齢者などを対象にした外出支援サービスや、食事の支度が困難な高齢者を対象にした食の自立支援サービス事業を実施しています。

また、ボランティアでは、各地域で給食、手芸、絵手紙、手話、朗読、演芸などのボランティア団体が幅広く活動しています。

項目	内 容
方針・目的	地域の交通手段の確保を視野に入れ、市民参加型の日常生活支援サービスの実施に向け、研究を行い、実施を試みます。
市民の取り組み	地域活動に参加する意識を高めます。
団体・組織など、地域の取り組み	市民ボランティアを育成します。 行政と協働し、市民参加型の日常生活支援サービスの実施に向けた活動 に取り組みます。
行政の取り組み	ボランティア活動への支援を行います。 市民参加型の日常生活支援サービスの実施に関する先進事例などを収集し、地域での実施に向けて研究します。 市民参加型による移送サービスの実施に向け、民間交通機関などと協議を行います。

4.地域の福祉拠点づくり

南丹市における各地区の地域特性をふまえると、地区ごとに人が集まれる拠点が必要となっています。また、保育所の空き教室をはじめ、商店街の空き店舗など、既存の空き施設もでているため、こうした施設を活用したり、既存施設を有効利活用したりすることで、市民が気軽に集まり、交流し、情報を交換できる場や相談の場を確保することが求められています。

新たな施設をつくるのではなく、既存施設の有効活用による地域の福祉拠点づくりをめざします。

【南丹市での現在の取り組み】

南丹市では、障がいのある人の日常生活支援、社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人に対する理解を深めることを目的として、南丹市地域活動支援センター事業の運営をはじめました。

また、各地域で地域住民のサロンや、高齢者サロン、子育て中の親のサロンなどの活動が活発となっています。

項目	内 容
方針・目的	各小学校区単位をはじめ、身近な地域における既存施設などを、福祉拠点
万到"日的	として有効活用し、地域の交流機会を促進します。
市民の取り組み	拠点施設を利用します。
	拠点施設の運営・管理を行います。
団体・組織など、	拠点施設において、イベントや活動などを行います。
地域の取り組み	座談会を開催するなど、市民の福祉意識の向上に向けて、働きかけます。
地域の取り組み	集落センターや公民館、隣保館などの既存施設を活用し、相談などを行
	います。
	拠点となる施設を団体・組織などと協議・調整し、活用します。
	団体・組織と連携し、イベントや講座などを開催します。
行政の取り組み	各地区の拠点施設について、周知し、利用を促進します。
	集落センターや公民館、隣保館などの既存施設を活用し、相談などを行
	います。

第7章 計画の推進に向けて

1.地域全体の協働による計画の推進

地域福祉は、市民をはじめ、地域の団体・組織、ボランティア、NPO、社会福祉事業者、企業、社会福祉協議会、市や府といった各行政機関などのさまざまな主体が協働しながら、進めていくことが重要です。こうした、地域福祉活動の主体がそれぞれの役割を認識し、市民を中心としながら、協働による活動を推進することが求められています。

(1)市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、この地域社会の一員であることの自覚をもつことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、自らがボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

(2)団体・組織、NPO及び社会福祉事業者などの役割

民生児童委員をはじめとする団体・組織は、市民が安心して暮らせるためのさまざまな支援 を行う役割を担っています。

また、ボランティアや NPO には、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、 事業内容やサービス内容の情報、また、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。 さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参画に 努めることが求められています。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と協働して本計画の推進を図るとともに、その推進においては市民や各団体・ 組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会は今後、誰がどのような取り組みを進めていくのか話し合ったり、 市民や地域の団体・組織を交えて、意見交換などを行い、今後の計画での推進を検討するなど、 地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

(4)行政の役割

行政では、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO、当事者団体などの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・ 環境などの他の分野に関係する各部課の連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みま す。

2.計画の普及・啓発

南丹市地域福祉計画を推進していくうえでは、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民をはじめとする計画にかかわるすべての人が共通認識をもつことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどを活用し、広く市民に周知し、計画や地域福祉自体を普及・啓発します。

3.地域福祉の推進及び評価体制の整備

南丹市地域福祉計画は、市民をはじめ、地域活動を支える団体・組織、ボランティア、NPO、 社会福祉事業者、社会福祉協議会、各行政機関などのさまざまな主体が協働し、着実な推進を めざします。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内関係各部課で構成する「南丹市地域福祉庁内推進部会(仮称)」に加え、市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進にかかわる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉推進協議会(仮称)」において、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら、実施事業の企画・推進をはじめ、計画の点検・評価を行います。

5年後の計画の評価に際しては、アンケート調査による市民の意識や行動変容の把握を行います。また、関係各課や地域の団体・組織へのヒアリング調査を通じて、事業の進捗状況や団体間の連携の進捗状況など、地域福祉計画による施策評価を行い、その結果を次期計画へと反映します。

資 料 編

1. 南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年7月1日 告示第299号

(設置)

第1条 南丹市における地域福祉計画及び次世代育成支援行動計画、障害福祉計画等福祉に関する 施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南丹市福祉計画等策定委員会(以下「策定 委員会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 南丹市地域福祉計画の策定に関すること。
 - (2) 南丹市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
 - (3) 南丹市障害福祉計画の策定に関すること。
 - (4) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 社会福祉に関する学識経験者
 - (3) 児童福祉に関する学識経験者
 - (4) 障害者福祉に関する学識経験者
 - (5) 保健医療部門に関する学識経験者
 - (6) 南丹市民生児童委員協議会代表者
 - (7) 南丹市社会福祉協議会代表者
 - (8) 関係団体代表者
 - (9) 警察消防関係者
 - (10) 学校関係者
 - (11) 行政関係者
 - (12) その他市長が必要と認める者
- 3 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。
- 4 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条に定める協議内容が終了するまでの間とする。ただし、任期中であっても委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。
- 2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は前任者の残任

期間とする。

(会議)

- 第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、 委員の委嘱後の最初の会議は市長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

- 第6条 策定委員会は、第2条に定める協議内容の一部について調査、審議等を行うため、委員の 中から選任する小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庁内作業チーム)

- 第7条 策定委員会は、前条第1項の規定に基づき設置する小委員会の調査、審議に必要な資料作成を行うため、必要に応じて関係職員で組織する庁内作業チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。
- 2 チームの組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

2. 南丹市福祉計画等策定委員会地域福祉計画小委員会委員名簿

番号	所属	地域福祉計画 小委員会		画	備考	
1	市議会議員厚生常任員会	橋	本項	尊	文	~平成 20 年 2 月
'	市議会議員厚生常任員会	谷	į	義	治	平成 20 年 3 月 ~
2	佛教大学社会福祉学部教授	岡	崎	祐	司	小委員会委員長
3	船井医師会会長	佐	藤り	史	朗	
4	(元) 園部町民生児童委員協議会会長	高	井		豊	
5	南丹市社会福祉協議会管理部長	榎	原	克	幸	
6	八木町ボランティア連絡協議会副会長	松	本 !	則	子	小委員会副委員長
7	南丹市老人クラブ連合会副会長	吉	田	義	_	
8	京都中部広域消防組合園部消防署警防課長補佐	森	+ #	紀	人	
9	教育委員長	勝	田	Œ	巳	平成 18 年度委員
9	教育委員長	齊	藤		進	平成 19 年度委員
10	南丹保健所福祉室室長	中	Ш		剛	平成 18 年度委員
10	南丹保健所福祉室室長	白	數	宗	雄	平成 19 年度委員
11	(元) 園部区長会会長	田	中		博	
12	女性の船南丹船井支部	岩	田(佳	枝	

南丹市地域福祉計画 誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち

平成 20 年 3 月発行

編集発行:南丹市福祉部社会福祉課 〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47番地 TEL/0771-68-0007 FAX/0771-68-1166